

岩美町公共下水道浦富処理区推進協議会規約

(目的)

第1条 この会は、公共下水道事業の円滑な推進を図ることにより、地域の環境改善と健康で快適な文化生活に寄与するため、公共下水道施設の整備促進を図るとともに、吉田川流域の環境美化に努めることを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、岩美町公共下水道浦富処理区推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(区域)

第3条 この推進協議会が推進する事業区域は、浦富地区（相谷を除く）、田後地区、本庄地区の恩志・二恩志・広岡・新井・日ノ出・河崎（蒲生川の左岸側を除く）、岩井地区の岩井・宇治とする。

(事務所)

第4条 この推進協議会の事務所は、岩美町環境水道課に置く。

(事業)

第5条 この推進協議会は目的の達成のため、次の事業を推進する。

- (1) 公共下水道事業の促進、啓発に関すること。
- (2) 公共下水道の事業の計画及び工事の連絡調整に関すること。
- (3) 排水流域の吉田川の環境美化促進に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第6条 この推進協議会の組織に次の支部を置く。

- (1) 浦富支部
- (2) 田後支部
- (3) 本庄支部
- (4) 岩井支部

2 この推進協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 浦富支部の代表 5名
- (2) 田後支部の代表 5名
- (3) 本庄支部の代表 5名
- (4) 岩井支部の代表 5名

(役員)

第7条 この推進協議会の運営を円滑に行うため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事分担は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務全般を処理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その仕事を代行する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、浦富支部の委員のうち、その代表者をもって充てる。

- 2 副会長は、田後支部、本庄支部及び岩井支部の委員のうち、各支部の代表者をもって充てる。

(会議)

第10条 会議は推進協議会のことを言い、会長が召集する。

- 2 会議は、過半数の出席で開会する。
- 3 会議は、会長が議長となる。

(任期)

第11条 この推進協議会の役員並びに委員の任期は2年とし、再任を妨げない。交代する場合は前任者の残任期間とする。

(その他)

第12条 その他、この推進協議会の運営上必要な事項が生じたときは推進協議会にはかり改正するものとする。

附 則

この規約は平成15年 8月26日から施行する。

この規約は平成17年 3月 8日から施行する。

この規約は平成23年 2月15日から施行する。

この規約は平成27年 5月27日から施行する。